

令和 6 年度における公文書の管理状況について

はじめに

平成 29 年 7 月 1 日、情報公開の基盤である公文書の適正な管理を図ることを目的として、東京都公文書等の管理に関する条例（平成 29 年東京都条例第 39 号。以下「条例」という。）が施行された。

条例第 13 条において、各実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事は毎年度、その概要を公表することとしている。

これは、都政の透明性を確保するとともに、公表に向けた点検、報告等の一連のプロセスを経ることで、各実施機関のチェック機能を働かせ、適正な公文書管理を推進することを目的とするものである。

本資料は、令和 6 年度における管理状況について、各実施機関から報告を受け、概要を取りまとめたものである。

1 対象機関

条例第 2 条第 1 項に掲げる以下の実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長及び下水道局長）、警視総監、消防総監及び東京都が設立した地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター及び東京都立病院機構）

2 対象期間

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の状況
時点を問うものは、令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）時点の状況

3 公文書の件数について

(1) 公文書の保有件数

実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならないとされている（条例第3条）。また、実施機関は、その責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて輕易な事案を除き、文書（電磁的記録を含む。）によりこれを行わなければならないとされている（条例第6条第1項）。

都の実施機関が、令和6年度末時点で保有する公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で6,266,052件であり、令和5年度末時点と比べると199,616件（3.3%）増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
政策企画局	35,003	11,522	7,482	13,686	694	1,095	524
子供政策連携室	4,044	1,542	1,289	1,034	61	27	91
総務局	254,109	51,371	58,368	110,173	12,285	18,520	3,392
財務局	79,937	12,003	21,603	26,327	6,561	12,929	514
デジタルサービス局	25,244	10,050	6,404	8,295	42	385	68
主税局	241,897	36,083	60,537	72,558	8,180	1,851	62,688
生活文化局	101,597	21,383	28,865	40,128	841	10,197	183
都民安全総合対策本部	12,507	2,178	2,812	7,419	20	53	25
スポーツ推進本部	16,712	2,689	4,156	9,055	509	284	19
都市整備局	189,061	34,082	41,024	50,508	47,581	14,747	1,119
住宅政策本部	88,878	17,567	23,177	39,595	6,001	2,200	338
環境局	106,934	23,303	35,790	43,322	3,081	975	463
福祉局	428,238	82,260	105,211	155,355	19,793	62,562	3,057
保健医療局	499,666	107,999	165,411	203,262	10,081	9,217	3,696
産業労働局	332,355	63,458	81,880	160,326	5,979	2,130	18,582
中央卸売市場	77,263	25,648	31,885	18,112	1,130	428	60
スタートアップ戦略推進本部	3,987	1,000	813	2,126	11	29	8
建設局	414,542	53,344	107,163	125,800	48,465	78,801	969
港湾局	86,764	17,421	40,607	19,792	1,803	5,953	1,188
会計管理局	24,261	3,791	3,856	12,038	4,275	198	103
交通局	110,159	25,712	39,925	22,443	11,229	10,220	630
水道局	299,108	26,884	17,254	35,683	53,070	76,760	89,457
下水道局	412,494	42,648	24,071	111,518	50,156	169,235	14,866
教育庁	2,343,048	808,351	687,685	705,543	15,187	49,465	76,817
選挙管理委員会事務局	10,959	2,473	2,312	2,273	427	1,177	2,297
人事委員会事務局	14,197	2,811	1,284	2,930	253	6,754	165
監査事務局	7,153	2,289	746	2,342	1,521	136	119
労働委員会事務局	7,609	1,865	1,530	2,328	36	1,840	10
収用委員会事務局	38,326	7,034	461	1,540	85	29,201	5
令和6年度 計	6,266,052	1,498,761	1,603,601	2,005,511	309,357	567,369	281,453
(参考) 令和5年度 計	6,066,436	1,447,449	1,573,191	1,917,127	298,678	545,587	284,404
(参考) 増減数	199,616	51,312	30,410	88,384	10,679	21,782	△ 2,951
(参考) 増減率(%)	3.3	3.5	1.9	4.6	3.6	4.0	△ 1.0

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 年度をまたいで決定した場合等におけるシステム処理の都合上、令和5年度末時点の保有件数に令和6年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和6年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

3 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は

主税局の内数としている。

4 組織別の数値は、令和7年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
公安委員会	42	20	4	6	0	7	5
警視庁	464,686	183,567	69,644	125,424	7,981	364	77,706
東京消防庁	1,107,793	687,803	120,802	233,001	17,491	41,122	7,574
東京都公立大学法人	83,846	14,479	41,772	16,044	4,253	2,276	5,022
東京都立産業技術研究センター	20,510	3,325	3,622	4,472	2,757	666	5,668
東京都健康長寿医療センター	57,732	1,635	36,269	13,631	4,765	1,432	0
東京都病院機構	122,949	—	—	—	—	—	122,949
令和6年度 計	1,857,558	890,829	272,113	392,578	37,247	45,867	218,924

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

2 地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成29年度以降の作成・取得分における保有件数としている。

3 東京都病院機構については、設立の令和4年7月以降の作成・取得分における保有件数としている。
また、システムから保存期間別の内訳が算出できないため、その他に計上している。

4 各実施機関の文書管理システムの都合上、年度をまたいで決定した場合等において、令和5年度末時点の保有件数に令和6年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和6年度末時点の保有件数は、必ずしも一致しない。

(2) 公文書の作成・取得件数

実施機関が、令和6年度に新規に作成又は取得した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、1,146,399件であり、令和5年度と比べると13,474件（1.2%）増加した。

組織別・保存期間及び保存期間満了後の措置別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別						保存期間満了後の措置	
		1年	3年	5年	10年	30年	その他	移管	廃棄
政策企画局	7,635	3,712	1,379	2,272	51	28	193	70	7,565
子供政策連携室	1,923	834	573	477	15	10	14	17	1,906
総務局	53,061	17,996	12,002	20,033	1,764	762	504	719	52,342
財務局	15,194	4,676	4,094	5,440	581	295	108	397	14,797
デジタルサービス局	6,910	3,703	1,064	2,102	5	33	3	36	6,874
主税局	52,529	16,703	13,951	11,454	1,100	65	9,256	349	52,180
生活文化局	22,453	8,154	6,989	6,147	77	1,066	20	1,112	21,341
都民安全総合対策本部	2,467	918	649	896	0	1	3	121	2,346
スポーツ推進本部	4,265	1,296	1,172	1,731	58	5	3	45	4,220
都市整備局	27,685	11,161	6,408	8,843	701	497	75	472	27,213
住宅政策本部	17,561	5,752	5,006	6,306	253	162	82	191	17,370
環境局	23,401	7,954	7,487	7,641	173	49	97	217	23,184
福祉局	78,762	26,418	22,840	25,820	1,378	2,115	191	2,000	76,762
保健医療局	72,424	28,857	21,577	20,920	612	233	225	350	72,074
産業労働局	76,977	22,959	18,943	30,030	646	61	4,338	326	76,651
中央卸売市場	17,110	8,272	5,803	2,892	121	16	6	38	17,072
スタートアップ戦略推進本部	1,914	538	401	963	4	8	0	41	1,873
建設局	69,442	19,739	20,599	22,565	3,478	2,760	301	2,777	66,665
港湾局	17,300	5,322	8,465	2,995	97	128	293	151	17,149
会計管理局	4,309	1,406	756	1,483	641	8	15	52	4,257
交通局	25,276	9,873	8,963	4,262	1,425	577	176	174	25,102
水道局	43,199	12,751	4,654	5,516	8,537	2,420	9,321	1,818	41,381
下水道局	49,427	15,034	3,836	17,431	3,799	7,254	2,073	1,150	48,277
教育庁	445,923	211,504	118,308	97,433	1,128	2,313	15,237	1,732	444,191
選挙管理委員会事務局	2,406	829	550	391	27	45	564	53	2,353
人事委員会事務局	1,926	823	215	506	14	340	28	190	1,736
監査事務局	1,213	644	139	305	97	4	24	8	1,205
労働委員会事務局	1,568	780	305	405	4	74	0	81	1,487
収用委員会事務局	2,139	1,614	99	289	1	136	0	104	2,035
令和6年度 計	1,146,399	450,222	297,227	307,548	26,787	21,465	43,150	14,791	1,131,608
(参考) 令和5年度 計	1,132,925	446,738	294,626	301,282	25,591	21,430	43,258	14,215	1,118,710
(参考) 増減数	13,474	3,484	2,601	6,266	1,196	35	△108	576	12,898
(参考) 増減率(%)	1.2	0.8	0.9	2.1	4.7	0.2	△0.2	4.1	1.2

(注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。

2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

3 組織別の数値は、令和7年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等	保存期間別					
		1年	3年	5年	10年	30年	その他
公安委員会	14	10	1	1	0	1	1
警視庁	95,992	62,539	10,800	15,271	880	49	6,453
東京消防庁	311,506	246,668	21,753	39,149	494	1,189	2,253
東京都公立大学法人	22,061	7,258	10,380	2,815	422	296	890
東京都立産業技術研究センター	4,546	1,654	798	807	482	63	742
東京都健康長寿医療センター	8,494	864	5,616	1,759	196	59	0
東京都病院機構	54,227	—	—	—	—	—	54,227
令和6年度 計	496,840	318,993	49,348	59,802	2,474	1,657	64,566

(注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

2 東京都病院機構については、システムから保存期間別の内訳が算出できないため、その他に計上している。

(3) 公文書の廃棄件数

実施機関が、令和6年度に廃棄した公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、975,433件であり、令和5年度と比べると8,970件（0.9%）減少した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別				
		1年	3年	5年	10年	その他
政策企画局	4,208	2,565	989	525	28	101
子供政策連携室	419	409	3	0	0	7
総務局	46,272	18,980	13,602	12,021	603	1,066
財務局	10,934	4,965	2,815	2,311	631	212
デジタルサービス局	6,654	4,026	2,297	185	0	146
主税局	47,561	18,007	12,008	8,758	286	8,502
生活文化局	23,650	9,807	8,609	4,649	103	482
都民安全総合対策本部	2,299	986	631	674	3	5
スポーツ推進本部	4,077	1,870	930	1,072	78	127
都市整備局	16,579	7,645	5,085	3,239	480	130
住宅政策本部	10,622	5,384	2,560	2,550	114	14
環境局	12,655	7,382	2,573	2,119	551	30
福祉局	85,148	27,213	26,018	28,285	2,334	1,298
保健医療局	81,662	33,407	28,427	12,723	314	6,791
産業労働局	60,555	20,477	14,029	20,369	610	5,070
中央卸売市場	9,425	4,820	3,688	849	38	30
スタートアップ戦略推進本部	183	105	51	26	0	1
建設局	58,007	19,023	22,880	13,564	2,223	317
港湾局	15,466	6,473	6,215	2,385	55	338
会計管理局	3,158	1,938	637	569	4	10
交通局	17,234	7,560	6,500	2,474	582	118
水道局	41,989	13,331	2,752	7,612	982	17,312
下水道局	43,112	14,412	4,746	17,938	4,325	1,691
教育庁	368,296	173,232	102,221	77,415	1,825	13,603
選挙管理委員会事務局	933	525	249	155	2	2
人事委員会事務局	512	330	143	34	3	2
監査事務局	271	179	0	92	0	0
労働委員会事務局	2,544	1,869	309	349	7	10
収用委員会事務局	1,008	708	144	154	0	2
令和6年度 計	975,433	407,628	271,111	223,096	16,181	57,417
（参考）令和5年度 計	984,403	393,220	317,746	200,933	14,257	58,247
（参考）増減数	△ 8,970	14,408	△ 46,635	22,163	1,924	△ 830
（参考）増減率(%)	△ 0.9	3.7	△ 14.7	11.0	13.5	△ 1.4

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
- 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。
- 3 組織別の数値は、令和7年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

＜東京都文書総合管理システム利用外の局等＞

局等	件数等	保存期間別				
		1年	3年	5年	10年	その他
公安委員会	10	9	1	0	0	0
警視庁	107,806	63,478	20,945	20,303	795	2,285
東京消防庁	232,119	182,117	28,330	18,542	1,869	1,261
東京都公立大学法人	18,910	6,922	9,013	2,782	0	193
東京都立産業技術研究センター	3,295	1,516	1,210	569	0	0
東京都健康長寿医療センター	10,207	935	7,674	1,598	0	0
東京都病院機構	6,562	6,562	0	0	0	0
令和6年度 計	378,909	261,539	67,173	43,794	2,664	3,739

- (注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。
- 2 地方独立行政法人（東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター）については、条例制定年度である平成 29 年度以降の作成・取得分における廃棄件数としている。
- 3 東京都病院機構については、設立の令和 4 年 7 月以降の作成・取得分における廃棄件数としている。

上記のうち、重要な公文書については、局の庶務主管課長の承認を得るなど、厳格な手続により廃棄を行っている。「重要な公文書」については、各実施機関において以下のような公文書を対象としている。

＜例＞

- ・ 決定権者が部長以上の職にあり、かつ、保存期間が 5 年以上の起案文書（知事部局等）
- ・ 条例案及び規則案の原議の写し（公安委員会、警視庁）

令和 6 年度に廃棄した重要な公文書の件数は、全実施機関（公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。）の合計で、57,823 件であった。

組織別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数等
政策企画局	203
子供政策連携室	0
総務局	2,369
財務局	1,722
デジタルサービス局	35
主税局	9,907
生活文化局	913
都民安全総合対策本部	0
スポーツ推進本部	0
都市整備局	1,735
住宅政策本部	801
環境局	324
福祉局	4,851
保健医療局	2,389
産業労働局	7,295
中央卸売市場	396
スタートアップ戦略推進本部	44
建設局	6,987
港湾局	985
会計管理局	25
交通局	582
水道局	4,291
下水道局	9,139
教育庁	2,579
選挙管理委員会事務局	59
人事委員会事務局	29
監査事務局	111
労働委員会事務局	39
収用委員会事務局	13
令和6年度 計	57,823
(参考) 令和5年度 計	52,879
(参考) 増減数	4,944
(参考) 増減率(%)	9.3

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
- 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	0 ファイル
警視庁	285 件
東京消防庁	697 件
東京都公立大学法人	1,553 件
東京都立産業技術研究センター	0 件
東京都健康長寿医療センター	684 件
東京都病院機構	0 件

- (注) 公安委員会においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(4) 公文書館への移管件数

実施機関は、歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当する公文書については、保存期間満了後、公文書館に移管するものとされている（条例第7条第2項、第10条第1項）。

知事部局では、保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められ、又は公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとされている（東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。）第49条第1項）。

令和6年度は、各実施機関から7,754件の公文書が移管されている。

（注）上記の件数には、東京都文書総合管理システムに登録されない帳票、史資料等を含む。

(5) その他

① 保存期間を延長した公文書の件数

実施機関は、必要があると認めるときは、公文書の保存期間を延長することができる（条例第10条第2項）。

具体的には、現に監査、検査等の対象となっている公文書、契約や協定締結等に関する公文書で次期改正時期まで保存が必要なものの等が該当する。

各実施機関が、令和6年度に保存期間を延長した公文書は、全体で902件となっている。

令和6年度	令和5年度	増減数
902	1,089	△187

② 滅失した公文書の件数

実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないとされている（条例第8条）。

令和6年度において、誤廃棄等が判明したものが、全体で382件（紛失80件、誤廃棄302件、き損0件）であった。

当該事案については、局の庶務主管課長等への通知等、必要な事務処理を行うとともに、必要な保存期間の確認等、公文書としての適正な管理について所属内の意識啓発を図るなど、再発防止に向けた措置がとられている。

令和6年度	令和5年度	増減数
382	83	299

③ 保存期間満了前に特別の必要が生じて廃棄手続をした公文書の件数

令和6年度において、特別の必要が生じたことにより、保存期間が満了する日の前に公文書を廃棄の手続をした事案が、全体で747件あった。

具体的には、特別区の児童相談所設置市への移行に伴い関係公文書について廃棄扱いとした上で当該区に引き継いだ事案等がある。

なお、当該事案については、局の庶務主管課長の承認を得る等の必要な手続をとった上で、廃棄を行っている。

令和6年度	令和5年度	増減数
747	876	△ 129

4 公文書管理に係る研修の実施状況について

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならないものとされている（条例第4条第1項）。

令和6年度の、各実施機関における上記研修の実施状況は、以下のとおりである。

東京都職員研修所が実施する研修は、当該職層における新任職員を、総務局総務部文書課が実施する研修は、各局等の文書事務担当者又は統括課長代理級以下全職員を対象として行われたものである。

また、各局等において、新規採用職員、他局からの転入職員、各課文書取扱主任等を対象に、組織の実状に応じた研修が行われている。

令和6年度は、集合研修のほか、オンライン開催によるものも多く実施された。

実施主体	種別	実施回数(回)	延べ参加者数(人)
東京都職員研修所	統括課長代理研修	2	142
総務局総務部文書課	文書事務講習会	1	66
	総務局実務研修(文書事務)	1	163
	公文書等管理研修	1	19,424
各局等	文書事務、文書審査研修等	95	7,096
令和6年度 計		100	26,891
(参考) 令和5年度 計		102	8,703
(参考) 増減数		△ 2	18,188
(参考) 増減率(%)		△ 2	209

(注) オンライン開催又は書面開催のうち参加者を把握していないもの(受講登録不要のもの)は、実施回数のみ計上している。

このほか、上記研修の参加者による職場内研修等の取組も実施された。

また、実施機関ごとの主要な研修の実施状況は、以下のとおりである。

実施機関	実施回数(回)	延べ参加者数(人)	延べ対象者数(人)	参加率(%)
知事部局等	1	19,424	21,416	90.7
公安委員会・警視庁	11	1,990	1,990	100
東京消防庁	15	1,350	1,350	100
東京都立大学法人	10	148	152	97.4
東京都立産業技術研究センター	1	141	155	91
東京都健康長寿医療センター	0	—	—	—
東京都病院機構	1	77	77	100

(注) 1 知事部局等は、令和7年7月時点の所属者である。

2 東京都健康長寿医療センターは、職員向けに、文書に係る説明資料を共有サーバに掲載している。

5 公文書管理に係る点検の実施状況について

(1) 点検の実施状況

実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならないとされている（条例第12条）。

令和6年度の、各実施機関における点検の実施状況は、以下のとおりである。

原則として課を単位として実施することとし、対象となる 2,141 課等の全てにおいて

て実施された。

課等の数	実施した課等の数	実施回数		
		1回	2回	3回以上
2,141	2,141	1,894	196	51

主な点検の内容は、以下のとおりである。

- ・ 重要な事案について経過資料を作成するとともに、起案文書への添付等を行っているか。
- ・ 公文書の保存期間について、適切に設定するとともに、必要に応じて見直しを行っているか。
- ・ 秘密文書（紙文書）について、施錠できるロッカー等に厳重に保管しているか。
- ・ 公文書を廃棄するときは、公文書の件名、廃棄する日、廃棄の方法等を記載した起案文書によって、廃棄する旨の決定をしているか。
- ・ 公文書廃棄を決定する起案文書の保存期間満了後の措置は、「移管」になっているか。
- ・ 紙文書を廃棄する場合、移管対象文書が含まれていないことを確認した上で現物の廃棄を行っているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、登録、保存等の処理が未了の公文書について、課内文書一覧等を定期的に確認し、課内文書の状況を把握しているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、「公開件名」を適切に設定しているか（公開すべきでない情報が含まれていないか）。

(2) 主な改善事例

点検の結果、以下のような事例が判明した。

主な事例	改善状況
文書総合管理システムにおいて、未保存文書が多数存在した。	担当者に保存処理を依頼するとともに、各職員に対し、決定後の処理を速やかに行うよう改めて周知し、定期的に文書の保存状況を確認し、処理依頼を行っていくこととした。
文書公開決定の処理が、定期的に行われていない部署が存在した。	毎月1回程度を目安に文書の公開決定を行うよう、周知を行っていくこととした。
廃棄決定済みの紙文書について、廃棄が行われていないものがあった。	適切に廃棄処理を行うとともに、公文書の適正な廃棄手続について再周知した。
公文書館への移管対象文書について、移管受入期間中に公文書館に移管できなかった文書が存在した。	移管に向けた手続を進めるとともに、今後適正に処理するよう注意喚起を行った。

このような事例が見受けられた課においては、改善措置が実施され、令和6年度末時点において、おおむね適正な管理状況となっている。

総務局総務部文書課

文書指導担当

03-5388-2329